

☒ 下水道課庶務係 ☎ 内線 3131・3135

下水道使用料および地域し尿処理施設使用料の「納入通知書」「口座振替のお知らせ」が新しくなります

令和5年1月から、下水道使用料および秋間みのりが丘地区における地域し尿処理施設使用料の「納入通知書」と「口座振替のお知らせ」が新しくなります。

お支払いの方法は、これまでと変更はありません。

下水道および秋間みのりが丘地区における地域し尿処理施設をお使いの方は、はがきが届きましたら、確認をお願いします。

※新しくなった「納入通知書」および「口座振替のお知らせ」は、令和5年10月から始まる消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」に対応しています

※インボイス制度の詳細については、税務署へお問い合わせください
インボイス制度に関する問合せ▼

高崎税務署

☎ 027-1322-4711

「安中市地域し尿処理施設使用料納入通知書」の場合、該当箇所の表記が異なります。

▲新しい「安中市公共下水道使用料納入通知書」

「安中市地域し尿処理施設使用料口座振替のお知らせ」の場合、該当箇所の表記が異なります。

▲新しい「安中市公共下水道使用料口座振替のお知らせ」